



平成27年5月11日

各位

会社名 プリマハム株式会社
代表者名 代表取締役社長 松井 鉄也
(コード番号: 2281)
問合せ先 総務・広報部長 清水 聡
(電話番号 03-6386-1800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第68回定時株主総会（平成27年6月26日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(定款一部変更の理由)

・平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）に基づく会社法（平成17年法律第86号）の改正により、定款の定めにより社外取締役でない取締役（業務執行取締役等を除きます。）および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるように、定款第26条（取締役の責任の一部免除）および第33条（監査役の責任の一部免除）の規定の一部を変更するものであります。
なお、定款第26条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

・株主の皆様への利益配分の機会の充実ならびに経営環境の変化に対応した機動的な配当政策および資本政策の遂行のために、会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を取締役会の決議により行うことができるよう規定を新設するものであります。

(変更内容)

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第26条（取締役の責任の一部免除） （省略） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間で</u> 、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	第26条（取締役の責任の一部免除） （現行どおり） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（ <u>業務執行取締役等であるものを除く。</u> ）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条（監査役の責任の一部免除）</p> <p>（省略）</p> <p>2. 当社は会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第33条（監査役の責任の一部免除）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>2. 当社は会社法第427条第1項の規定により監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第35条（<u>剰余金の配当の基準日</u>）</p> <p>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余の配当をすることができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第35条（<u>期末配当の基準日等</u>）</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>第36条（<u>中間配当</u>）</p> <p><u>当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>第36条（<u>配当金の除斥期間</u>）</p> <p>現行どおり</p>	<p>第37条（<u>配当金の除斥期間</u>）</p> <p>同左</p>

（日 程）

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月26日（金）

定款変更の効力発生日

平成27年6月26日（金）

以上